

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和3年11月10日作成)

法令名	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
根拠条項	第14条第2項
処分の概要	地域経済牽引事業計画の承認の取消し
法令の定め	(前略) 2 都道府県知事は、承認地域経済牽引事業者が前条第四項又は第七項の承認に係る地域経済牽引事業計画(中略)に従って地域経済牽引事業を行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。(以下、略)
処分基準	処分の前例がなく未設定
処分担当課	経済部産業振興局産業振興課立地推進第二係 (電話番号:011-204-5328)
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス: https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/kigyorichi_chiikimiraihou.html)